

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案			現行				
目次（現行のとおり）			目次（略）				
第一条から第四十九条まで（現行のとおり）			第一条から第四十九条まで（略）				
（占用の期間）			（占用の期間）				
第五十条（現行のとおり）			第五十条（略）				
一 都市公園法第七條第一項第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二條第二項第一号から第五号までに掲げるもの 十年			一 都市公園法第七條第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二條第一号から第五号まで並びに第五十二條第一号に掲げるもの 十年				
二 都市公園法第七條第一項第四号及び都市公園法施行令第十二條第二項第六号並びに第五十二條第二号に掲げるもの 三年			二 都市公園法第七條第四号及び都市公園法施行令第十二條第六号並びに第五十二條第二号に掲げるもの 三年				
三 都市公園法施行令第十二條第二項第七号及び第八号に掲げるもの 一年			三 都市公園法施行令第十二條第七号及び第八号に掲げるもの 一年				
四 都市公園法第七條第一項第五号及び都市公園法施行令第十二條第二項第九号並びに第五十二條第三号に掲げるもの 六月			四 都市公園法第七條第五号及び都市公園法施行令第十二條第九号並びに第五十二條第三号に掲げるもの 六月				
五 都市公園法第七條第一項第六号に掲げるもの 三月			五 都市公園法第七條第六号に掲げるもの 三月				
第五十一条から第六十九条まで（現行のとおり）			第五十一条から第六十九条まで（略）				
別表第一から別表第三まで（現行のとおり）			別表第一から別表第三まで（略）				
別表第四（第五十六條關係）			別表第四（第五十六條關係）				
種別	単位	占用料		種別	単位	占用料	
		市	町村			市	町村

電柱から食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
太陽電池発電施設	一ヶ月 一平方メートル	九十二円	四円
保育所その他の社会福祉施設	一ヶ月 一平方メートル	九十二円	四円
写真撮影のための常時占有からその他の占有まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

付記 (現行のとおり)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

電柱から食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫まで	(略)	(略)	(略)
太陽電池発電施設	一ヶ月 一平方メートル	九十二円	四円
写真撮影のための常時占有からその他の占有まで	(略)	(略)	

付記 (略)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)